



Title	西洋中世における権力の様相 : 13世紀前半シチリア王国における王権と諸権力
Author(s)	阪上, 眞千子
Citation	大阪大学, 2000, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41953
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	阪上眞千子
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第15126号
学位授与年月日	平成12年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科公法学専攻
学位論文名	西洋中世における権力の様相 —13世紀前半シチリア王国における王権と諸権力—
論文審査委員	(主査) 教授 三成 賢次 (副査) 教授 中尾 敏充 教授 河田 潤一

論文内容の要旨

ドイツ皇帝兼シチリア王であるフェデリーコ（フリードリッヒ）二世が、1231年にメルフィにおいて公布した「シチリア王国勅法集成」は、中世ヨーロッパ法史において最も重要な位置を占めるものである。すなわちこれは国内に統一的な法を法典の形で編纂・施行させるという王権による画期的な試みであり、各国の法典化の先駆けとなった中世最初の国法典であった。この勅法集は、公法（行政法）、刑法、訴訟法から構成されており、私法的な規定はほとんど含まれていないというのが特徴である。本論文はこのような体系的な公法典を制定させた王国の国家権力（王権）はいかなるものであったのかを明らかにするものであるが、その際、従来王権と二項対立的にとらえられてきた諸権力にも異なった側面から注意を払う。シチリア王国は官僚制を具備し、体系的法典を公布した西洋最初の絶対君主制国家であると19世紀以来叙述されてきた。これに対する批判的研究がここ数十年なされているが、しかし、いかにこの国家が「近代的」でなかったか、ということに論議が終始するならば無益である。近代国家モデルに照らし合わせてこの国家を判断するのではなく、当時の歴史的な文脈において、王権と諸権力との様相を見ていくものである。具体的には王権の統治の理念が現れていると思われる法典の規定や官僚組織、そして王権とその他の勢力との具体的な関係が研究の対象とされている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、中世ローマ法学の集大成であり、中世最初の統一法典と言われている「シチリア王国勅法集成」（1231年）を公布した神聖ローマ皇帝兼シチリア王であるフリードリッヒ（フェデリーコ）二世の時代、つまり他のヨーロッパ諸国に先駆けて王権を強化することに成功した13世紀以降のシチリア王国の国制を、「近代国家」をモデルとしてその先進性あるいは後進性を問うのではなく、あくまでも当時の歴史的コンテキストのなかでその具体像を明らかにしようとする研究である。

本論文では、中央と地方の統治組織、クーリアと呼ばれる身分制議会的な集会のあり方、王権と教会との関係、俗界貴族と封建領主の存在形態、そして王国の都市の実相などが実証的に検討されているが、その分析手法は、王権と諸権力との関係をこれまでの研究のように対立的なものにとらえるのではなく、両者の共存と協働のあり方に注目し

てとらえなおそうとする斬新なものである。史料に基づきながら、しかも独自の視点をもって当該研究領域において新たな寄与をなしていると思われる本論文は、博士号を授与するに値する研究であると判断するものである。